

平成26年度 第2回生駒市障がい者地域自立支援協議会
会議録

開催日時	平成26年9月10日(水) 午後2時～午後4時
開催場所	生駒市コミュニティセンター 201・202会議室
出席者 (委員)	梅川会長、神澤副会長、関谷委員、吉田委員、岩元委員、安田委員、上村委員、新谷委員
欠席者	辻村委員、幸元委員
事務局	障がい福祉課長 平尾、障がい福祉課課長補佐 鍬田、 障がい福祉課障がい福祉係長 坂田、障がい福祉課支援係長 石倉
案件	(1) 第3期障がい者福祉計画に実績について (2) 第4期生駒市障がい者福祉計画案について
事務局	(開会) ただ今から第2回生駒市障がい者地域自立支援協議会の開催をお願いする。開催に先立ち、梅川会長からあいさつをお願いする。
会長	みなさまにおかれましては、お忙しい中多数ご出席いただきましてありがとうございます。今回もスムーズに、また活発な意見をまとめて、市に報告できますよう、会議進行にご協力をお願いします。 第2回生駒市障がい者地域自立支援協議会を開催する。 案件(1) 第3期障がい者福祉計画の実績について事務局から説明をお願いする。
事務局	前回提示したスケジュールでは、今回の会議で市民アンケート結果を詳細報告となっていたが、第3回協議会で報告させていただく予定。 【資料1 第3期障がい者福祉計画事業評価 の説明】
会長	ただ今の説明について、質疑に入りますが、意見等はないか。
副会長	目標値が大きくて、実績が低い、要因の分析はこれからか。
事務局	前回、見込値を大きく取り過ぎた傾向はある。人口比や障がい者数等関係してくる。また、前回の計画作成時から、24年度や25年度の法改正によって大きく制度が変わった部分がある。突出して上がっているサービスもあれば、それに引かれて減少しているサービスもある。あと、事業所の参入状況によっても増減する。
副会長	それは、民間事業所ですか。

事務局	はい、民間事業所です。利便性の良い事業所が増えれば利用も増えるというのが要因だと考えられる。
会 長	他にはないか。 無いようなので、次の案件（２）第４期生駒市障がい者福祉計画案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料２ 第４期生駒市障がい者福祉計画と旧ハートフルプランとの関係について の説明】 【資料３ 第４期生駒市障がい者福祉計画案について 第１部 計画の基本的事項 の説明】
会 長	このことについて、ご意見等はないか。
委 員	１２ページの旧計画ですが、「積極的に役割を果たしていける仕組みをつくるのが重要です。」とあるが、仕組みとしての実績は何かあるのか。旧計画からの見直しをされるには、何か実績があるのでは。
事務局	高齢者の話だが、高齢者自身が生きがい作りということで、地域のサロンや寿大学など、地域での活動を指していると考える。
委 員	高齢者の記述が結構出てきますが、私どもの団体はかなりの高齢化なので、もう少し出てきてもいいのではないかと思います。
事務局	制度上、障がい者の福祉サービスは、６５歳まで。６５歳以上になると、介護保険制度でサービスが実施される。
委 員	今回の障がい者福祉計画は６５歳までの人が対象となるのか。
事務局	そのとおりです。 右側に記載の旧計画は高齢者や介護も含めたものとなっているため、今回の計画からは除いている。
委 員	７ページの下部の「特に、障がい者の地域での生活支援を重視し・・・」とあるが、旧計画には、「高齢者の寝たきりや認知症の予防・・・」とある。これらも６５歳との関係があるのか。
事務局	そうです。
会 長	他にご意見等はないか。無いようなら、続いて、第２部の説明を事務局か

	<p>らお願いする。</p> <p>事務局 【資料3 第4期生駒市障がい者福祉計画案について 第2部 第2章の説明】</p> <p>【資料3 第4期生駒市障がい者福祉計画案について 第3部 計画の推進体制の説明】</p>
会長	第2部と第3部について、ご意見等はないか。
副会長	高齢者のケアマネージャーに該当するようなスタッフを新たに作るという表現があったが、59ページの下部記載のコーディネーターということなのか。
事務局	このことではない。
副会長	それでは、ケアマネージャーに該当する人は何と呼ぶのか。
事務局	相談支援専門員です。
副会長	それは誰がされるのか。
事務局	指定特定相談支援事業所が生駒市内に4か所あり、相談支援センターの相談員が兼務している。それ以外に、相談支援の資格を有する人がおられたら、市内に事業所を開設していただいて実施してもらいたい。
副会長	物理的に考えると、かなりの人数が必要ではないか。
事務局	生駒市の計画策定率は100%に近い状況である。
副会長	それだけのスタッフがいるのか。
事務局	生駒市ではこの制度が施行される前から、ケアプランをきっちり作成していた。
副会長	それは誰がしていたのか。
事務局	<p>地域生活支援事業所の相談員や市職員。また、他市の事業所の参入もあるので、本市は充実している。</p> <p>59ページのコーディネーターの件は今後のことである。国の基本方針でも、地域定着に関するコーディネーターとなっている。</p>

副会長	例えば、民生委員がその役割をされるのか。
事務局	そうではない。親元からの独立を希望する者の支援に関するもっと専門的なことを想定している。グループホームや入所施設などに特化する部分のこと。
副会長	わかりました。
委員	成年後見制度が出ているが、後見制度支援事業で、この制度を受けるにあたっての費用や低所得者に対する補助などの文言を入れてもらえないか。
事務局	成年後見制度で保佐人等の設定する費用はあくまで自己負担である。低所得者に対しては今後の課題だが、現行制度でならば、障がい者でも高齢者でも資産を持っておられれば、その資産を活用いただくということになる。成年後見制度に結びつけることに関しては、行政で経費を負担しますが、運用に関しては、受益者である本人等において負担していただく。この件の詳細に関しては、次回の協議会で報告させていただく。
会長	24ページ、国が数値を設定しているが、生駒市としてはこの削減数値を厳守して削減するのか。達成されればいいが、そのことによって不利益を被る人が出ると想定された場合に、生駒市としてはどうするのか。
事務局	37ページの施設入所支援に、実績と今後の見込量として記載しているが、H26年3月末時点で68名の方が入所されている。国の目標だと3人削減となり、H29年度には65人となる。施設入所者の地域移行を目指しつつ、本当にサービスが必要な人には必ず確保する。結果的には、削減にならないかも知れないが、目標に合わせて実態を変えることはしない。
会長	弱者救済が本来の事業の目的なので、そう願いたい。
事務局	徐々にだが、長期入所者が地域の基盤整備の中で、グループホームに少しずつ行かれている。H26年3月からすでに2人が行かれている。総量を減らしていないのは、新規入所が考えられるため。長期間入所の人もいるので、無理に退所させるということはない。
会長	就労支援に関しては、景気等に左右される。下降気味のときにそれらが守れるかということがある。国は基準を示しているが、生駒市として考えてもらいたい。
事務局	いま言われたように、基準通り削減するということはない。

会 長	その数値目標を守らなければ国は補助金をカットするのではないか。
事務局	今はそのような話はない。障がい福祉サービスは法定負担率が決まっているので、サービスが増えれば市の支出も増えるが、国の方針ありきでサービスの削減はしない。
会 長	制度が変われば、利用者が困るケースもありうるので注意いただきたい。他にございませんか。
副会長	本筋とは直接関係ないが、本日9月10日は世界自殺予防デーである。今日から一週間は自殺予防週間。広報でも掲載している。組織的にみんなに知ってもらう努力を細くても続けていくことを書いているのだから。自殺予防デーも日本ではほとんど知られていない。それは障がいの方に対しては全く同じことである。生駒市くらいはきちっとみんなに知らしめていきたい。キーワードをもう一つ、ピアサポートと書いている。このプランはこれからだと思うが、この協議会で話し合っていけたらいいと思う。
事務局	自殺予防に関しては、第1章の心の健康で掲載する予定である。先ほどの成年後見制度は、第3章の権利擁護で記載し、第4章では、就労移行や生きがいに関して掲載していく。
副会長	障がい者支援となると、どこに重点を置くかで、資金と制度はもちろん大事なのだが、地域に帰って来るには地域が変わらないといけない。そのために我々は何ができるかを考えなければならない。自殺直前の人は精神衰弱状態にあるなども知ってもらえれば、視点が変わってくるかも知れない。直接は関係ないが、障がいのことを全体で考えるときには、どのくらい生きづらい、働きにくい、生きにくい、先ほどの生きがいの部分と関係してくるので、私はそれを大事にしたいと思う。
委 員	団体でも話はするが、身体障がい者が約3700人もおられるとはほとんど知らない。
会 長	他にご意見等はないか。
委 員	施設といってもいろんな施設があるが、施設に入るのは20歳からなのですか。16歳17歳くらいの思春期の時の入所支援はどのようになっているか。
事務局	施設入所支援は18歳以下である。施設というよりもまだ教育として保護者と連携を取っていく。障がい児施設は別である。精神障がい者の思春期の人は、入院治療もある。

委員	<p>現実問題、医師や市役所に相談してもうまくいかない。病院に入院している間は命の危険が守られている。家族会に入会できれば、親も含めての家族支援や家族が相談できる場所ができるが、家族会を知られない人も多く、18歳になるまでのこどもを抱えている人の相談が多い。</p> <p>病院には行っているが施設には行けない。施設に行けば相談員もいるでしょうが施設に行けない。家族会に入れば解決できるのですが入会されない。右往左往されている市民の声が多い。それらのことで、自殺されたりするなど、一番難しい年齢ではないか。</p>
事務局	<p>こどもの場合は、障がい福祉サービスにあてはめると、本当にそれだけでいいのかという難しい問題がある。親の支援という点では、市こども課が担当する家庭児童相談室がある。</p> <p>ネグレクト関係や要保護児童等が関係する。こどもの場合は障がい福祉サービスの中では難しくて医療も関係してくるので、施設入所だけで完結とはなかなかならない。児童施設の入所は制度上ある。重度の知的障がい者で、家族が介護困難であるような場合で、入所施設で生活を確保しながら学校に通えるような福祉支援の場合は、施設の紹介を行っている。</p>
委員	<p>15歳までと思うが。</p>
事務局	<p>18歳まで。奈良県でいえば登美学園。</p>
副会長	<p>今の話を聞くと、医療を利用する側が、うまく利用できていないという可能性があるのか。</p>
事務局	<p>あります。</p>
副会長	<p>どちらが良いとか悪いではなく、精神病院でも自殺はある。年間2桁位の件数があるのは現実である。こと自殺に関してはパーフェクトではない。それとは別に、実際困ってる人がおり、今までのやり方で解決できないのであれば、先ほど出てきた専門スタッフを増やすなど、コーディネーターの気運を高める等を考えていけば、生駒市は、違う時代になっていくのではないか。今から何ができるのかという発想でいけば解決に向かっていくと思う。</p> <p>施設はパーフェクトではないということと、今までのやり方ではカバーできない問題が、今この国で起きているということである。もちろん警察の協力も必要であり、連携しないと命も守れないことになる。</p>
委員	<p>21ページに障がい者の高齢化と記載がある。親なき後もそうだし、障がい者の高齢化でいろんな病気になったり、親がいないと、29ページの療養介護を使用できるのか。</p>

事務局	療養介護は使えるが、対象の病気は決まっているので、サービスの利用対象者は制限される。
委員	例えば、グループホームや福祉ホームに入所している人が、ガンを発症しケアが必要となったとき、それは施設の問題か。
事務局	福祉の領域で医療行為ができるのには範囲が限られる。
会長	厚労省が定めている、特定疾患に該当する場合は、療養介護を利用できる。ガンも特定疾患に入っている。
事務局	介護保険上、ガンは入っている。40歳以上の人であれば、介護保険サービスを使用できる。基本は65歳未満が福祉サービスで65歳以上が介護保険サービスになる。介護保険にないサービスを障がい福祉で設けたり、その都度きめ細やかな対応をしている。65歳になったので障がい福祉サービスをやめるのではなく、継続して個別で対応している場合もある。
委員	実際問題、この自立支援協議会でいろんなことをされるが、市職員の人数を考えると、生駒市全域の障がい者をカバーするにはかなり大変ではないか。障がい福祉課の職員は20～30名くらいはおられるのか。
事務局	11名。 実際にサービスを担っているのは、事業所の方々であり、市の職員が行っているわけではない。市は支給決定し、利用者と事業者が契約し、事業者がサービスを提供してもらっている。 相談に関しては、相談支援センターに委託している。民生委員や地域の介護保険のケアマネージャーや教育機関や市こども課等と連携を密にとっている。
会長	他にご意見等はないか。 無いようなら、事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	【第1回協議会会議録の訂正の有無確認】 次の開催日、10月6日(月)を予定している。通知は後日送付する。
会長	これにて、第2回生駒市障がい者地域自立支援協議会を終了する。 (終了)